こ成母第９１０号
令和８年10月１日

（別紙宛先）　　殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
（　公　印　省　略　）

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（周知依頼）

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般、母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）第11条の受胎調節実地指導員の名簿の記載事項の改正及び同規則別記様式第12号中の「手術を受けた者の氏名」の欄の改正等を行う母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和８年内閣府令第91号）の公布について、別添のとおり、こども家庭庁成育局長から、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛に通知しました。

貴職におかれましても、今回の改正内容について、貴会会員に御周知いただくとともに、今後とも、母子保健事業の円滑な実施に御協力いただきますようお願いいたします。

別紙宛先

公益社団法人日本医師会会長
公益社団法人日本産婦人科医会会長
公益社団法人日本産科婦人科学会理事長